

一般教養

教職教養

教職教養

問番号	解答
1	2
2	1
3	1
4	2
5	4
6	4
7	3
8	3
9	4
10	2
11	2
12	5
13	2
14	1

問番号	解答
15	2
16	5
17	2
18	5
19	4
20	1
21	3
22	5
23	2
24	5
25	5
26	4
27	2
28	5
29	4
30	3
31	2

問番号	解答
32	4
33	2
34	2
35	1
36	5
37	4
38	5
39	3
40	5
41	3
42	5
43	1
44	1
45	4
46	2
47	2
48	3

【出題意図、ねらい】

問1～問3 昨今話題となっている高齢者の自動車運転について、様々な角度から問題と課題が記載されている英文を読み、その内容を整理し理解する。

(昨年度は250語程度であったが、今年度はさらに削減し、200語とした)

問1 英文の大意を問う問題。

問2 取り上げられている様々な情報を整理し理解する問題。

問3 英文に明示的に書かれていない内容について、正確な英文理解を踏まえて適切に推測する問題。

[問1]

【正答】 2

【解説】

この文章では、自動車の安全性向上の必要性、高齢化がもたらす課題、それに合わせた政策や技術の進歩といった潜在的な解決策など、高齢ドライバーに関するさまざまな問題について論じている。

1は「自動車安全技術の進歩」、2は「高齢ドライバーの課題と解決策」、3は「認知機能の低下が運転に与える影響」、4は「高齢ドライバーの増加」、5は「一貫した州による規制の必要性」であり、2が正解となる。

[問2]

【正答】 1

【解説】

この文章の第2パラグラフによると、視力の問題は多くの場合矯正しうるが、認知機能の低下はそれほど検査されないため、運転の安全性にかなり影響するとされる。

1は「認知機能の低下」、2は「聴力低下」、3は「体力」、4は「反応時間」、5は「視力の問題」であり、1が正解となる。

[問3]

【正答】 1

【解説】

この文章によると、専門家は、安全性の要求とモビリティ維持の効用をバランスよく実現させるために、個々の高齢ドライバーに合わせた解決策と自動車の安全性の進歩を統合することを目指している。

1は「安全性とモビリティの利点のバランスをとること」、2は「高齢者に運転の自主規制を促すこと」、3は「道路設計を改善すること」、4は「州の規制に一貫性を持たせること」、5は「視力検査の必要性を減らすこと」であり、1が正解となる。

04.一般教養_英語_対話_解答解説(校了)

【出題意図、ねらい】

問4 日常的な会話文の中で、単なる頻出表現の理解ではなく、会話の流れや要点、相手の心情を理解する。

[問4]

【正答】2

【解説】

Why not? には、(「～したらどうですか?」と提案する使い方の他に、)「どうしてダメなの?」と理由を問う応答と、「もちろん」と賛成する応答がある。

アはA:「新しい博物館の展示を見に行こうよ。」B:「もちろん」

イはA:「夜遅くに食事をするのはよくないよ。」B:「どうしてダメなの?」

ウはA:「そんなに働いてばかりいちゃだめだよ」B:「どうしてダメなの?」

エはA:「この先にある新しくできたカフェに行ってみようよ。」B:「もちろん」

オはA:「週末、ハイキングに行かない?」B:「もちろん」

であり、2が正解となる。

<ウのAの訳について>

「内容に関する事項」についての「訳」ですが、次のように、もう少し直訳にすることも出来ますが、ママでも良いのではないかと思います。

(現在)ウA:「そんなに働いてばかりいちゃだめだよ」B:「どうしてダメなの?」

→ウA:「そんなに働くのはやめた方がいいよ」 B:「どうして?」

05.一般教養_数学1_数と式_解答解説(校了)

[問5]

【正答】4

【出題の趣旨】

自然数の素因数と素因数による分解の意味を理解しており、素因数分解の結果に基づいて約数の個数を求めることができるかどうかをみる。(数値は任意であり、富士山の文脈は本来不要であるが、よく知られた富士山の標高を示す数が 2^6 と、比較的大きな素数59との積であることから、受験者が2で割り進む過程を経験できる。)

【解法】

3776 を素因数分解すると、 $3776 = 2^6 \cdot 59$ となるので、正の約数の個数は、素因数の指数に1を加えた積で求められるので $(6+1)(1+1) = 14$ である。

【誤答類型の設定】

- 1 2 ……素因数の個数を解答したもの
- 2 6 ……素因数の指数の積(6×1)を解答したもの
- 3 7 ……素因数のうち、2の指数に1を加え、59の指数との積を解答したもの
- 5 16 ……元の数の末尾の6を配置した2桁の数のダミー

07.一般教養_数学3_関数_解答解説(校了)

[問7]

【正答】 3

【出題の趣旨】

2次関数の性質を定性的に捉えることができるかどうかをみる。特に、1次の項や定数項が変数として与えられたときに、それらの数値の変化と関数のグラフの関係について理解できるかどうかをみる。

【解法】

1次の項の係数の変化については、式を標準形に変形して頂点の x 座標と y 座標との関係を調べることで「頂点が放物線を描くようにグラフ全体が移動する」ことがわかる。

$y = x^2 + bx + c = (x + b/2)^2 + c - b^2/4$ から頂点の座標は $(-b/2, c - b^2/4)$ である。

よって、この頂点の軌跡は、 $y = c - x^2$ となる。

【誤答類型の設定】

- 1 ……2次の項の係数が小さくなる場合の変化を解答したもの
- 2 ……2次の項の係数が大きくなる場合の変化を解答したもの
- 4 ……1次の項の係数の変化であることから直線と考えて解答したもの
- 5 ……定数項の変化に対応する動きを解答したもの

08.一般教養_数学4_図形_解答解説(校了)

[問8]

【正答】 3

【出題の趣旨】

身の回りにあるコピー用紙などの規格紙の構成方法を知り、縦と横の長さの比が特別の数値(白銀比)をとって作られていることを知る。問題では、図を敢えて与えず、日常の事象を数理的に処理する過程を踏む思考力・表現力の評価を意図している。

【解法】

A4判のコピー用紙の短い辺の長さを1、長い辺の長さを a とおくと、 a を半分にしてできる長方形と元の長方形は相似なので、 $1:a = a/2:1$ が成り立つ。

$a^2 = 2$ なので、 $a = \sqrt{2}$ となって、辺の比は、 $1:\sqrt{2}$ となる。

【誤答類型の設定】

- 1 $1:1.5$ …… 実際のA4判の大きさ(例えば、問題冊子や解答用紙)の大きさから長い辺が短い辺の1.5倍程度であると見積もる。
- 2 $1:2$ …… 問題文で示された半分という表現に引きずられて $1:2$ を選択する。
- 4 $1:\sqrt{3}$ 及び 5 $1:\sqrt{5}$ …… 平方根が関係していると考えて、 $\sqrt{2}$ 以外でよく知っている数値を選ぶ。

[問9]

【正答】 4

【解説】 観察・実験等の結果に基づいて、気体の種類を特定する問題

気体Aは、水素か塩素のどちらかであるが、「[結果1] 気体Aは、有色であった。」ということから、有色（黄緑色）の気体である塩素である。なお、水素は、無色の気体である。

気体Bは、「[結果2] 気体Bは、無臭で空気よりも軽かった。」と「[結果4] 水を電気分解すると、気体Bと気体Dが生成した。」ということから、水素である。

気体Cは、「[結果3] 気体Cは、水に溶けると酸性を示した。」と「[結果5] 炭酸カルシウムに塩酸を加えると、気体Cが生成した。」ということから、二酸化炭素である。なお、塩化水素も水に溶けると酸性を示すが、炭酸カルシウムに塩酸を加える方法では生成しない。また、酸素は水に溶けても中性である。

気体Dは、「[結果4] 水を電気分解すると、気体Bと気体Dが生成した。」ということから、水素ないし酸素の可能性はあるが、気体Bが水素と考えられるため、酸素である。

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

10.一般教養_理科_生物_解答解説 (校了)

[問 10]

【正答】 2

【出題のねらい】

動植物の細胞の構造について理解しているかどうか。

【根拠資料】

- ・ NEW PHOTOGRAPHIC 生物図説 (株) 秀文堂
- ・ ニューステージ生物図表 (株) 浜島書店

11.一般教養_理科1_時事（理科領域）国内動向 宇宙探査機の動向_解答解説（校了）

[問 11]

【正答】 2

【解説】 日本の宇宙開発の取り組みを年代の古い順番に並び替えて答える問題

- A 小型月着陸実証機（S L I M）が月面着陸した。
→2024 年
- B 内之浦宇宙空間観測所（鹿児島県肝属郡肝付町）が設立された。
→1962 年
- C 毛利衛宇宙飛行士が日本人としてはじめてスペースシャトル・エンデバー号（S T S - 4 7）に搭乗した。
→1992 年
- D 小惑星探査機「はやぶさ」が小惑星イトカワから表面の物質を採取して地球に帰還した。
→2010 年

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

12.一般教養_社会_日本史_解答解説 (校了)

[問 12]

【正答】 5

【解説】

鎌倉時代、江戸時代、明治時代のそれぞれの文化を時代的に整理できているかをみる問題である。ア～カには、上記3時代の文化がそれぞれ2項目ずつ入っている。各文化の内容は中学校、高等学校の社会科教科書、日本史教科書に書かれている基本的なものである。アとオが鎌倉時代、イとエが江戸時代、ウとカが明治時代である。それらが正しい時代に担当されているものを1～5のうちから選択する。正答は5である。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

13.一般教養_社会_日本地理_解答解説 (校了)

[問 13]

【正答】 2

【解説】

エジプトはムスリムが多く、また乾燥地帯でもあるので、豚の飼育頭数は少ない（1）。日本は豚肉の消費量も多く飼育頭数も多い。さらには鶏の飼育頭数も多いことが特徴となる（2）。ニュージーランドは肉牛だけでなく乳牛も多く、生乳生産量が多い（3）。アルゼンチンは、一人当たりの牛肉消費量が多いことで知られており、パンパなどで多くの牛が飼われている（4）。アメリカは農業大国であり、牛や豚などを含め世界有数の飼育頭数となる（5）。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

14.一般教養_時事（社会領域）_国際動向_解答解説（校了）

[問 14]

【正答】 1

【解説】

エネルギーの化石エネルギーからの転換は、環境問題、資源の枯渇の面から喫緊の課題となっている。日本の発電における石炭や石油などを原料とする火力発電の割合は 1980 年から 2000 年にかけて減少傾向にあったが、総発電量の増加や原子力発電所での事故などにより火力発電の割合は増加の傾向に変わった。いまだに火力発電への依存は高いが、太陽発電などの再生可能なエネルギーの割合が増加しつつある。なお、1960 年ごろまでは水力発電の依存が最も高かったが、近年は 8%前後で推移している。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

15(1). (小) 教職教養_学習指導要領_総則1 第1_解答解説 (校了)

[問 15] (小学校受験者)

【正答】 2

【解説】

- 4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

15(2). (中) 教職教養_学習指導要領_総則1 第1_解答解説 (校了)

[問 15] (中学校受験者)

【正答】 2

【解説】

- 4 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

15(3). (高) 教職教養_学習指導要領_総則1 第1_解答解説 (校了)

[問 15] (高等学校受験者)

【正答】 2

【解説】

- 5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

16(1). (小) 教職教養_学習指導要領_総則 2 第 4 _解答解説 (校了)

[問 16] (小学校受験者)

【正答】 5

【解説】

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

16(2). (中) 教職教養_学習指導要領_総則2 第4_解答解説 (校了)

[問 16] (中学校受験者)

【正答】 5

【解説】

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

16(3). (高) 教職教養_学習指導要領_総則 2 第 4 _解答解説 (校了)

[問 16] (高等学校受験者)

【正答】 5

【解説】

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

[問 17] (小学校受験者)

【正答】 2

【解説】

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

[問 17] (中学校受験者)

【正答】 2

【解説】

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

[問 17] (高等学校受験者)

【正答】 2

【解説】

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

18(1). (小) 教職教養_学習指導要領_道德教育、道德科_解答解説 (校了)

[問 18] (小学校受験者)

【正答】 5

【解説】

道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く^{ひら}主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

18(2). (中) 教職教養_学習指導要領_道德教育、道德科_解答解説 (校了)

[問 18] (中学校受験者)

【正答】 5

【解説】

道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く^{ひら}主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

18(3). (高) 教職教養_学習指導要領_道德教育、道德科_解答解説 (校了)

[問 18] (高等学校受験者)

【正答】 5

【解説】

道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く^{ひら}主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

19(1). (小) 教職教養_学習指導要領_総合的な学習の時間_解答解説 (校了)

[問 19] (小学校受験者)

【正答】 4

【解説】

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

19(2). (中) 教職教養_学習指導要領_総合的な学習の時間_解答解説 (校了)

[問 19] (中学校受験者)

【正答】 4

【解説】

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

19(3). (高) 教職教養_学習指導要領_総合的な学習の時間_解答解説 (校了)

[問 19] (高等学校受験者)

【正答】 4

【解説】

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- (3) 各学校において定める目標及び内容については、地域や社会との関わりを重視すること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

20(1). (小) 教職教養_学習指導要領_特別活動_解答解説 (校了)

[問 20] (小学校受験者)

【正答】 1

【解説】

- (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

20(2). (中) 教職教養_学習指導要領_特別活動_解答解説 (校了)

[問 20] (中学校受験者)

【正答】 1

【解説】

- (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

20(3). (高) 教職教養_学習指導要領_特別活動_解答解説 (校了)

[問 20] (高等学校受験者)

【正答】 1

【解説】

- (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

21.教職教養_生徒指導提要 1_第 1 章 生徒指導の基礎_解答解説 (校了)

[問 21]

【正答】 3

【解説】

1は「1.1.1 生徒指導の定義と目的」に関する記述である。ここでは「安全指導」ではなく、「学習指導」が正しい。2は「1.1.1 生徒指導の定義と目的」に関する記述である。ここでは「児童生徒の心理面に特化した限定的なものである」ではなく、「児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものである」が正しい。3は「1.1.2 生徒指導の実践上の視点」に関する記述であり、正しい。4は「1.1.2 生徒指導の実践上の視点」に関する記述である。ここでは「授業で取り上げられた知識を覚えようと努力することが何より重要である」ではなく、「自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である」が正しい。5は「1.2.3 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」に関する記述である。ここでは「発達支持的生徒指導」ではなく、「課題未然防止教育」が正しい。

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

22.教職教養_生徒指導提要2_第3章 チーム学校による生徒指導体制(特に教育相談)_解答解説(校了)

[問 22]

【正答】 5

【解説】

本問は、「3. 3. 1 教育相談の基本的な考え方と活動の体制」からの出題である。
5は誤り。正しくは、「どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的
視点を持つこと。」が求められている。

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

23.教職教養_生徒指導提要3_第4章 いじめ_解答解説(校了)

[問 23]

【正答】 2

【解説】

本問は、「4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」からの出題である。1は「未然防止教育」ではなく、「発達支持的生徒指導」が正しい。3は「発達支持的生徒指導」ではなく、「いじめの未然防止教育」が正しい。4は「発達支持的生徒指導」ではなく、「未然防止教育」が正しい。5は「いじめの早期発見対応において」が誤り。本文は、困難課題対応的生徒指導に関する記述である。

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

24.教職教養_生徒指導提要4_第10章 不登校_解答解説(校了)

[問24]

【正答】5

【解説】

本問は、「10.2 不登校対応に求められる学校の組織体制と計画」からの出題である。

5は誤り。「10.2.3 校種を越えての情報連携」では、関連する記述として「不登校児童生徒への支援は、短期間で終わる場合がある一方で、校種を越えて続く場合もあります。前籍校で行われてきた支援が、卒業とともに途切れて、また一から始めるのではなく、支援ニーズや支援内容についての情報を異なる校種間で丁寧に共有し、必要なことは引き継ぐ実効的なシステムを築くことが必要です。」と記述されている。

【根拠資料】別添根拠資料参照。

25.教職教養_特別支援教育 1_基本理念(令和の日本型学校教育の構築を目指して)_解答解説(校了)

[問 25]

【正答】 5

【解説】

本問は「(4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」からの出題である。アは誤り。「学齢期の間に限って」ではなく、「乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで」が正しい。オは誤り。「養護教諭に業務を集約させて、学校における医療的ケアの実施体制を構築していくこと」ではなく、「担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくこと」が正しい。

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

26.教職教養_特別支援教育2_支援体制1(個別の教育支援計画、通級、交流及び共同学習、障害種に応じた具体的な支援等)_解答解説(校了)

[問 26]

【正答】 4

【解説】

1は誤り。「年間指導計画に位置付けるのではなく、必要に応じて実施する」ではなく、「年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む」が正しい。
2は誤り。「単発のイベントやその場限りの活動を多く実施するなど、子供たちが楽しめる活動にすることを心がける」ではなく、「単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間指導計画に位置付ける」が正しい。
3は誤り。「子供たちは障害についての理解が十分ではないため、障害について形式的に理解させる活動にとどめる」ではなく、「障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする」が正しい。
5は誤り。「活動及び活動直後の状況のみに焦点を当てて、子供たちの変容をとらえることが重要である」ではなく、「活動直後の状況だけでなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる」が正しい。

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

27.教職教養_特別支援教育3_支援体制2(就学先決定プロセス)_解答解説(校了)

[問 27]

【正答】 2

【解説】

本問は、「第2編 就学に関する事前の相談・支援, 就学先決定, 就学先変更のモデルプロセス」の「第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動」からの出題である。2は誤り。「医師の判断が最も重要であることについて」ではなく、「子供一人一人の教育的ニーズが最も重要であることについて」が正しい。

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

28.教職教養_特別支援教育4_関連法規（障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者の権利に関する条約等）_解答解説（校了）

[問 28]

【正答】 5

【解説】

（ア）は「困難」が正しい。（イ）は「小学部及び中学部」が正しい。（エ）は「特性」が正しい。

【根拠資料】 別添根拠資料参照。

29.教職教養_人権教育_基本理念_解答解説（校了）

[問 29]

【正答】 4

【解説】

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義される（人権擁護推進審議会答申（平成 11 年））。また、基本計画は、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明している。

しかし、人権を一層身近で具体的な事柄に関連させてより明確に把握することが必要である。人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するには、人とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質を持つのかなどについて、具体的に考えることが必要となる。

人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。

このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりあっている。このような諸権利がまとまった全一体を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかげがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。

【根拠】 当該資料強調箇所。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370701.htm

【ねらい】 人権の基礎的な知識を確認する。

30.教職教養_人権教育_関連法規_解答解説（校了）

[問 30]

【正答】 3

【解説】

（目的）

第一条この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神^{かん}の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

【根拠】 当該条例条文

【ねらい】 人権教育についての法令上の知識及び判断する力を確認する。

31.教職教養_安全教育_基本理念_解答解説（校了）

[問 31]

【正答】 2

【解説】

(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け

学校安全に関わる活動を校内全体として行うためには、安全教育・安全管理を担当する教職員にその重要性や進め方が共通理解されていることが大切である。校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応ができるよう校内体制が整えられている環境下でなければ、実効的な取組を進めることは困難である。

このため、校長が学校安全を学校経営に明確に位置付けることや、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進められる環境が整えられるよう校内安全委員会を設置すること等により、学校安全に関する適切な役割分担と共通理解に基づく対応ができる校内体制を設けることが重要である。

【根拠】 当該資料マーカー強調箇所

https://www.mext.go.jp/content/20220325_mxt_kyousei02_000021515_01.pdf

【ねらい】 学校安全についての知識を確認する。

32.教職教養_安全教育_具体的教育_解答解説（校了）

[問 32]

【正答】 4

【解説】

1 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。
(知識・技能)
- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。(思考力・判断力・表現力等)
- 安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。その中で、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要である。

【根拠】 当該資料マーカー強調箇所

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf

【ねらい】 安全教育の目標についての知識を確認する。

33.教職教養_情報教育_解答解説（校了）

[問 33]

【正答】 2

【解説】

2. 「教育の情報化」について

(1) 教育の情報化について

「教育の情報化」とは、情報通信技術の、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にするといった特長を生かして、教育の質の向上を目指すものであり、具体的には次の3つの側面から構成され、これらを通して教育の質の向上を図るものである。

- ① 情報教育：子供たちの情報活用能力の育成
- ② 教科指導における ICT 活用：ICT を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等
- ③ 校務の情報化：教職員が ICT を活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等

あわせて、これらの教育の情報化の実現を支える基盤として、

- ・ 教師の ICT 活用指導力等の向上
- ・ 学校の ICT 環境の整備
- ・ 教育情報セキュリティの確保

の3点を実現することが極めて重要である。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

34.教職教養_教育時事_主要施策_解答解説（校了）

[問 34]

【正答】 2

【解説】

- グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society 5.0 においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。
- こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要である。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。
- Society 5.0 においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

【根拠】 同資料、マーカー強調箇所

https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_oseisk02-100000597_01.pdf

【ねらい】 今後の教育の方向性についての知識を確認する。

35.教職教養_教育時事_その他_解答解説（校了）

[問 35]

【正答】 1

【解説】

- 学校における授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わせられて実現されていくことが多いと考えられる。各学校においては、教科等の特質に応じ、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら、授業の中で「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。その際、家庭や地域の協力も得ながら人的・物的な体制を整え、教育活動を展開していくことも重要である。

【根拠】 同資料、マーカー強調箇所

https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf

【ねらい】 今後の教育の方向性についての知識を確認する。

36.教職教養_教育法規_日本国憲法_解答解説（校了）

[問 36]

【正答】 5

【解説】

1. 「その能力に応じて」は、能力の多寡に応じて「教育を受ける権利」の範囲は調整されることが認められることを意味している。
→「その能力に応じて」は、能力の多寡に応じて「教育を受ける権利」の範囲に広狭があってもよいという事ではなく、「能力に応じて」各人にふさわしい「教育を受ける権利」が保障されなければならないという主旨である（下村哲夫「教育を受ける権利と教育の機会均等」新教育法規読本、平成2年、23頁）。

2. 「その能力」は「教育を受けるのに必要な能力」と解せられることから、すべての学校がこのような能力の存否を判定するために入試による選抜を行うことは憲法上許容されている。
→公立の小中学校への入学は義務入学であり、その他の学校への志願入学・試験入学とは区別されている。そのため公立の小中学校（中等教育学校の前期課程を除く）にあっては、入学試験は実施されず、入学式の際に教育委員会から送付された就学通知書の提出をもって入学手続きが完了することになる。ゆえにすべての学校が入学試験を実施するわけではない（高見、開沼、宮村編「教育法規スタートアップ Ver. 3.0」72～77頁）。

3. 「教育を受ける権利」について、具体的内容はすべて憲法で定められており、法律はそれを制度に反映させる役割を担っている。
→具体的内容はすべて憲法で定められており、法律はそれを制度に反映するだけというのも極端過ぎる。「教育を受ける権利」の内容はきわめて多種多様であり、そのなかには憲法によって保障されるべき中核部分と、立法政策によってはじめて具体される部分と二つの部分があると見るのがさし当り穏当であろう（下村哲夫「教育を受ける権利と教育の機会均等」新教育法規読本、平成2年、22頁）。

4. 外国人に対する憲法による基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎないことから、外国人の「教育を受ける権利」もその枠内で保障される。
→「日本国憲法第3章の基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民を対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶと解される」（マククリーン事件、1978年10月14日の最高裁判決）。また外国人子女には

36.教職教養_教育法規_日本国憲法_解答解説（校了）

わが国の義務教育への就学の義務はないが、国際規約（「社会権規約：経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約第13条教育への権利」、「子どもの権利条約等における初等教育を義務的なものとし、全ての者に対して無償とする」）旨の規定を受け、義務教育への就学を希望する者はすべて無償で受け入れなければならない（高見、開沼、宮村編「教育法規スタートアップ Ver. 3.0」76頁）。

5. すべて国民、とりわけ子どもは生まれながらに「教育を受ける権利」を享受し、学習することによって人間的に成長し発展する権利を有している。
- 「教育を受ける権利」は、従来 i) 生存権的意義、ii) 主権者教育的な意義、iii) 学習権としての3つの説が主張されてきたが、これら3つの説は互いに排斥し合うものではなく、特に学習権としての意義づけは他の2説を総合し、「教育を受ける権利」を主体の側から捉えようとする点で注目に値する（下村哲夫「教育を受ける権利と教育の機会均等」新教育法規読本、平成2年、21頁）。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

37.教職教養_教育法規_教育基本法_解答解説（校了）

[問 37]

【正答】 4

【解説】

1. 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

→学校教育法第 19 条

2. 義務教育として行われる普通教育は、学校内外における社会活動を促進し、自主・自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが求められている。

→学校教育法第 21 条第 1 号（義務教育の目的と目標）

3. 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって、当該学齢児童又は学齢生徒が義務教育を受けることを妨げてはならない。

→学校教育法第 20 条（避止義務）

4. 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と研修に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

→教育基本法第 9 条（教員）

5. すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負っており、義務教育は無償とされている。

→憲法第 26 条第 2 項

【根拠資料】 別添根拠資料参照

38.教職教養_教育法規_学校教育法_解答解説（校了）

[問 38]

【正答】 5

【解説】

学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例
(抜粋)

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。

(1)

- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせ
る。(2)
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。(3)
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。(4)

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

- ※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例
 - ・ 放課後等に教室に残留させる。

38.教職教養_教育法規_学校教育法_解答解説（校了）

- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。（5）

（以下、略）

（初等中等教育局児童生徒課）

— 登録：平成 25 年 03 月 —

【根拠資料】 別添根拠資料参照

[問 39]

【正答】 3

【解説】

1. 退学及び停学の処分は、児童・生徒または学生の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす法的効果を伴うものをいい、校長（または学長）および教員が行うことができる。

→法的効果を伴う懲戒を行えるのは校長（または学長）のみである（学校教育法施行規則第 26 条第 2 項）。

2. 停学処分は、公立の学齢児童生徒に対して行使できないが、国立・私立の学齢児童生徒に対しては行使可能である。

→停学処分は、学齢児童生徒に対しては設置主体に関わらず実施できない（学校教育法施行規則第 26 条第 3 項）。

3. 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

→学校教育法施行規則第 26 条第 1 項

4. 訓告とは、文書または口頭で、問題行動のあった児童・生徒または学生に注意を与え反省を求める処分であり叱責と同じ処分である。

→訓告とは、文書または口頭で、問題行動のあった児童・生徒または学生に注意を与え反省を求める処分であるが、事実行為としての懲戒である叱責とは異なる（高見、開沼、宮村編「2-2-2 (法的) 処分としての懲戒」教育法規スタートアップ Ver3.0 2016 年 52 頁）。

5. 性行不良による出席停止は、懲戒処分としての停学と同等の法的効力をもつものである。

→性行不良による出席停止は、学校教育法第 35 条第 1 項を根拠とするものである。学校教育法第 11 条に規定されるような本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた教育的措置であるとされる（高見、開沼、宮村編「2-4 性行不良による出席停止」教育法規スタートアップ Ver3.0 2016 年 84 頁）。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

40.教職教養_教育法規_学校保健安全法_解答解説（校了）

[問 40]

【正答】 5

【解説】

- 1 「法令で定める基準に基づき、危険等発生時において当該学校の職員がすべき措置の理想的な内容及び手順を定めた」→「当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた」
- 2 「医療機関の受診をその保護者に対して要請する」→「出席を停止させることができる。」
- 3 「児童生徒等に対する通学を除く学校内の生活における安全に関する」→「児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する」が正しい。
- 4 「養護教諭は」→「学校の設置者は」、「行わなければならない」→「行うことができる」
- 5 =正しい

【根拠】 1 学校保健安全法第 29 条第 1 項、 2 同法第 19 条、 3 同法第 27 条、 4 同法第 20 条、 5 同法第 7 条

【ねらい】 学校保健についての知識及び判断する力を確認する。

41.教職教養_教育法規_地方公務員法_解答解説（校了）

[問 41]

【正答】 3

【解説】

- 1 「労働者としてみずからの」→「全体の奉仕者として公共の利益の」
- 2 「校長の判断により、懲戒処分を受ける」→「この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。」が正しい。
- 3 正しい
- 4 「例外なく」→「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外」、「自ら」→「当該地方公共団体」
- 5 「任命権者の身分上の命令に極力」→「上司の職務上の命令に忠実に」

【根拠】 1 地方公務員法第 30 条、 2 同法第 27 条第 3 項、 3 同法第 29 条第 1 項、 4 同法第 35 条、 5 同法第 32 条

【ねらい】 服務と処分についての知識を確認する。

42.教職教養_教育法規_教育公務員特例法_解答解説（校了）

[問 42]

【正答】 5

【解説】

- 1 「自らの判断で」 → 「本属長の承認を受けて」
- 2 「指導教諭」 → 「指導教員」、「監督」 → 「助言」
- 3 「与えられることがある」 → 「与えられなければならない」
- 4 「30 日以上」 → 「一年間」
- 5 = 正しい

【根拠】 1 地方公務員特例法第 22 条第 2 項、 2 同法第 23 条第 3 項、 3 同法第 22 条第 1 項、 4 同法第 23 条第 1 項、 5 同法第 21 条第 1 項

【ねらい】 研修についての知識及び判断する力を確認する。

43.教職教養_教育法規_いじめ防止対策推進法_解答解説 (校了)

[問 43]

【正答】 1

【解説】

(いじめに対する措置)

- 第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【根拠】「いじめ防止対策推進法」 条文。

【ねらい】 いじめについての法律上の知識及び判断する力を確認する。

[問 44]

【正答】 1

【解説】

本設問は子どもの仲間関係の発達に関する問題である。

資料 1, 2, 3 より, 小学校低学年での仲間関係は物理的な近接性によるものが多いとされる。したがって, Aは小学校低学年程度における仲間関係の特徴の記述である。

また, 資料 1, 2, 3, 4にあるように保坂(1998/2017)の理論では, 小学校中学年から高学年にかけてはギャング・グループ, 小学校高学年から中学生にかけてはチャム・グループ, 高校生くらいからはピア・グループというように仲間関係が発達していくとされている。

資料 1, 2, 3, 4 より, 小学校中学年にみられる仲間関係であるギャング・グループは, 同一の遊び, 同一の行動という外面的な類似性を特徴とする。また, 小学校高学年から中学生にみられる仲間関係であるチャム・グループは同じような興味・関心を持つという内面的な類似性を特徴とする。したがって, Bは小学校高学年から中学生程度における仲間関係の特徴の記述である。なお, 資料 1, 3, 4にあるように近年ではギャング・グループが少なくなっている, あるいは, チャム・グループが早くから形成される, という記述から, 明確にギャング・グループを指す記述は作成しなかった。

そして, 資料 1, 3, 4 より, 高校生にみられる仲間関係であるピア・グループは, 異質性や違いを認め合えることを特徴とする。したがって, Cは高校生程度の仲間関係の特徴の記述である。

以上から, A, B, Cの順番となり, 正答は1となる。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

1. 本多潤子(2013). 学級集団 服部環・外山美樹(編) スタンダード教育心理学 サイエンス社, pp. 131-133.
2. 戸田まり(2016). 25章 児童期 田島信元・岩立志津夫・長崎勤(編) 新・発達心理学ハンドブック 福村出版, pp. 285 / 288.
3. 古屋喜美代(2013). 児童生徒理解のための教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 37-39.
4. 岩田美保(2018). 発達の特徴を理解する 小山義徳(編) 基礎からまなぶ教育心理学 サイエンス社, pp184-185.

【出題のねらい】

学級経営や生徒指導において、その基礎となる教育心理領域の内容である「仲間関係の発達」について、理解しているかどうかを尋ねる問題である。

なお、これは教職課程コアカリキュラム(文部科学省、2017)における「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」のうち、(1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程、の到達目標の2) 乳幼児期から青年期の各時期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達について、その具体的な内容を理解している、ことを評価する問題である。

単純に仲間関係の発達について、各段階での特徴を指す用語(ギャング・グループ、チャム・グループ、ピア・グループなど)を尋ねるような問題ではなく、それぞれの記述が理論や経験と照らして、仲間関係の発達の中で、どの段階に相当するかを思考、判断し、またその理論や経験を参照しつつ、発達の順序性について思考、判断することを求める問題である。

45.教職教養_教育心理_学習_解答解説（校了）

[問 45]

【正答】 4

【解説】

ここで紹介している実験は、Snow, Tiffin, & Seibert (1965)で行われた実験であり、適性処遇交互作用の代表的な研究実験例として、日本でよく紹介されている。学習者の適性である対人積極性の違いに応じて、最も効果的な学習指導法（処遇）が異なるという、適性処遇交互作用の典型例であり、根拠資料 1, 2, 3, 4 すべてで紹介されている。

選択肢 1 のアンダーマイニング効果とは、選択肢 1 の根拠資料にあるように内発的に意欲がもてる活動に対し外発的報酬を与えることによって、本来のやる気（内発的動機づけ）が阻害されることであり、この実験内容には当てはまらない。

選択肢 2 の自己調整学習とは、選択肢 2 の根拠資料にあるように、学習者がメタ認知、動機づけ、行動において、自分自身の学習過程に能動的に関与していることであり、この実験内容には当てはまらない。

選択肢 3 のオペラント条件づけとは、選択肢 3 の根拠資料にあるように、欲求や動因を低減・解消させるための必要な手段（道具）として、ある行動を学習することであり、この実験内容には当てはまらない。

選択肢 5 のスモールステップの原理とは、選択肢 5 の根拠資料にあるように、学習内容を小さなステップに分解して難易度の順に提示することであり、この実験内容には当てはまらない。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

○ 選択肢 1（アンダーマイニング効果）

1. 外山美樹（2010）. 第 7 章 学習への動機づけ 外山紀子・外山美樹（編） やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 144.
2. 名取洋典（2020）. 第 7 章 動機づけ：やる気 エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 117.

○ 選択肢 2（自己調整学習）

1. 外山美樹（2010）. 第 9 章 学習と学習形態 外山紀子・外山美樹（編） やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 189.

45.教職教養_教育心理_学習_解答解説 (校了)

2. 山口剛 (2020). 第 8 章 知識の獲得 エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 146.

○ 選択肢 3 (オペラント条件づけ)

1. 外山美樹 (2010). 第 9 章 学習と学習形態 外山紀子・外山美樹 (編) やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 183.

2. 田積徹 (2020). 第 6 章 学習の基礎: メカニズム エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 100-101.

○ 選択肢 4 (適性処遇交互作用) 正答

1. 外山美樹 (2010). 第 9 章 学習と学習形態 外山紀子・外山美樹 (編) やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 198-199.

2. 梅本貴豊 (2020). 第 9 章 授業の方法: 教育の実践 エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 158-159.

3. 小山義徳 (2018). 第 7 章 個人差に応じた指導 小山義徳 (編) 基礎から学ぶ教育心理学 サイエンス社, pp. 135-137.

4. 内藤佳津雄 (2016). 第 8 章 学習・認知の理論の教育への応用 内藤佳津雄・北村世都・鏡直子 (編) 発達と学習 第 2 版 弘文堂, pp. 136-137.

○ 選択肢 5 (スモールステップの原理)

1. 外山美樹 (2010). 第 9 章 学習と学習形態 外山紀子・外山美樹 (編) やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 196.

2. 梅本貴豊 (2020). 第 9 章 授業の方法: 教育の実践 エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 158.

【出題のねらい】

個別最適な学習の前提である、学習者の適性に応じて、効果的な学習指導法は異なるという考え方を示した適性処遇交互作用という概念を理解しているか問う問題である。

なお、これは教職課程コアカリキュラム (文部科学省, 2017) における「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」のうち、(2) 幼児、児童及び生徒の学習の過程、の到達目標の 1) 様々な学習の形態や概念及びその過程を説明する代表的理論の基礎を理解している、および 3) 幼児、児童及び生徒の心身の発達を踏まえ、主体的な学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解している、ことを評価する問題である。

同時に、教職課程コアカリキュラム (文部科学省, 2017) における「教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)」のうち、(1) 教育の方法、の到達目標の 1) 教育方法の基礎的理論と実践を理解している、および 2) これからの社会を担う

45.教職教養_教育心理_学習_解答解説（校了）

子供たちに求められる資質・能力を育成するための教育方法の在り方（主体的・対話的で深い学びの実現など）を理解している，ことを評価する問題でもある。

この問題は，与えられた説明文の内容が何を意味しているのか，どの概念に当てはまるのかを思考・判断することを求める問題である。

46.教職教養_教育心理_その他_解答解説(校了)

[問 46]

【正答】 2

【解説】

問題文より、知能面に関する課題があるという支援仮説が立てられていることから、知能に関する心理検査を選択する必要がある。

選択肢1のMMPIは、根拠資料より、パーソナリティ(性格)を測定する質問紙法による心理検査であり、また、選択肢3のTATは、根拠資料より、パーソナリティ(性格)を測定する投影法による心理検査であるため、除外される。

選択肢2, 4, 5は、根拠資料より、いずれも知能を測定する心理検査である。しかし、根拠資料より、選択肢2のWISCの適用年齢は5歳~16歳11カ月、WAISの適用年齢は16歳以上、WPPSIの適用年齢は2歳半~7歳3カ月であるため、「中学1年生のある生徒」の知能をアセスメントするには、選択肢2のWISCが最も適切である。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

○ 選択肢1 (MMPI)

1. 山口義枝 (2021). Minnesota Multiphasic Personality Inventory; MMPI 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 730.
2. 川島亜紀子 (2020). 第3章 パーソナリティの発達 榎本淳子・藤澤文(編) エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 47.

○ 選択肢2 (WISC) 正答

1. 大六一志 (2021). WISC 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 47.
2. 外山美樹 (2010). 第11章 知能 外山紀子・外山美樹(編) やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 233.
3. 川島亜紀子 (2020). 第3章 パーソナリティの発達 榎本淳子・藤澤文(編) エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 53.

○ 選択肢3 (TAT)

1. 篠竹利和 (2021). Thematic Apperception Test; TAT 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 354.
2. 川島亜紀子 (2020). 第3章 パーソナリティの発達 榎本淳子・藤澤文(編) エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 47-48.

○ 選択肢4 (WAIS)

1. 大六一志 (2021). WAIS 子安増生・丹野義彦・箱田裕司(監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 48-49.

46.教職教養_教育心理_その他_解答解説(校了)

2. 外山美樹 (2010). 第 11 章 知能 外山紀子・外山美樹 (編) やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 233.
 3. 川島亜紀子 (2020). 第 3 章 パーソナリティの発達 榎本淳子・藤澤文 (編) エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 53.
- 選択肢 5 (WPPSI)
1. 大六一志 (2021). WPPSI 子安増生・丹野義彦・箱田裕司 (監) 現代心理学辞典 有斐閣, pp. 47-48.
 2. 外山美樹 (2010). 第 11 章 知能 外山紀子・外山美樹 (編) やさしい発達と学習 有斐閣アルマ, pp. 233.
 3. 川島亜紀子 (2020). 第 3 章 パーソナリティの発達 榎本淳子・藤澤文 (編) エビデンスベースの教育心理学 ナカニシヤ出版, pp. 53.

【出題のねらい】

学習に遅れがみられる児童生徒に対して、どのようにアセスメントを行い、支援につなげていくのかは教育相談における特別な支援を必要とする児童生徒への対応として必要な知識であり、それを問う問題である。

なお、これは教職課程コアカリキュラム (文部科学省, 2017) における「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」のうち、(1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程、の到達目標の 1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的要因の相互作用、発達に関する代表的理論を踏まえ、発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している、ことを評価する問題である。

同時に、教職課程コアカリキュラム (文部科学省, 2017) における「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち、(2) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法、の到達目標の 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる、ことを評価する問題である。

さらに、教職課程コアカリキュラム (文部科学省, 2017) における「教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法」のうち、(2) 教育相談の方法、の到達目標の 1) 幼児、児童及び生徒の不応や問題行動の意味並びに幼児、児童及び生徒の発するシグナルに気づき把握する方法を理解している、ことを評価する問題である。

この問題は、与えられた文章から、何を心理検査で測定するべきかを思考・判断し、各心理検査で測定されるもの、各心理検査の適用年齢に関する知識・理解をもとに、何が最も適した心理検査であるかを思考・判断し、選択する問題である。

47.教職教養_教育史（西洋教育史）_解答解説（校了）

[問 47]

【正答】 2

【解説】

ア、エは、ジョン・デューイの『学校と社会・子どもとカリキュラム』より。イは、J.S. ブルーナーの『教育の過程』より。ウは、ルソーの『エミール』より。

【根拠資料】 別添根拠資料参照

48.教職教養_教育史（日本教育史）_解答解説（校了）

[問 48]

【正答】 3

【解説】

学習指導要領の変遷

昭和 33～35 年改訂

教育課程の基準としての性格の明確化

（道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等）

（系統的な学習を重視）

（実施）小学校：昭和 3 6 年度、中学校：昭和 3 7 年度、高等学校：昭和 3 8 年度（学年進行）

昭和 43～45 年改訂

教育内容の一層の向上（「教育内容の現代化」）（A）

（時代の進展に対応した教育内容の導入）

（算数における集合の導入等）

（実施）小学校：昭和 4 6 年度、中学校：昭和 4 7 年度、高等学校：昭和 4 8 年度（学年進行）

昭和 52～53 年改訂

ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化

（各教科等の目標・内容を中核的事項に絞る）

（実施）小学校：昭和 5 5 年度、中学校：昭和 5 6 年度、高等学校：昭和 5 7 年度（学年進行）

平成元年改訂

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成（B）

（生活科の新設、道徳教育の充実）

（実施）小学校：平成 4 年度、中学校：平成 5 年度、高等学校：平成 6 年度（学年進行）

平成 10～11 年改訂

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成（C）

（教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設）

（実施）小学校：平成 1 4 年度、中学校：平成 1 4 年度、高等学校：平成 1 5 年度（学年進行）

48.教職教養_教育史（日本教育史）_解答解説（校了）

行)

平成 15 年一部改正

学習指導要領のねらいの一層の実現（例：学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導や小・中学校の補充・発展学習を追加）

平成 20～21 年改訂

「生きる力」の育成（C）、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス

（授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入）

（実施） 小学校：平成 23 年度、中学校：平成 24 年度、高等学校：平成 25 年度（年次進行）

※小・中は平成 21 年度、高は平成 22 年度から先行実施

平成 27 年一部改正

道徳の「特別の教科」化

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換

（実施） 小学校：平成 30 年度、中学校：令和元年度

平成 29～30 年改訂

「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に開かれた教育課程の実現

(※)「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」

(「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進、小学校外国語科の新設等)

(実施) 小学校：令和 2 年度、中学校：令和 3 年度、高等学校：令和 4 年度（年次進行）

※小・中は平成 30 年度、高は令和元年度から先行実施

文部科学省 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304360_002.pdf) より

【根拠資料】別添根拠資料参照

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

テーマ：教員採用選考試験の複数回実施を想定したモデル問題の開発

設問別正答率

協同出版編集制作部作問室調べ

問題番号	内容	全国平均
		正解率
1	一般教養 英語 長文読解	37.60%
2	一般教養 英語 長文読解	34.67%
3	一般教養 英語 長文読解	46.27%
4	一般教養 英語 対話	58.78%
5	一般教養 数学 数と式	44.85%
6	一般教養 数学 確率	48.54%
7	一般教養 数学 関数	35.24%
8	一般教養 数学 図形	38.93%
9	一般教養 理科 物質の状態	51.91%
10	一般教養 理科 生物	52.39%
11	一般教養 理科 時事	14.95%
12	一般教養 社会 日本史	38.87%
13	一般教養 社会 日本地理	43.26%
14	一般教養 時事 社会領域	16.79%
15	教職教養 学習指導要領 総則1	77.34%
16	教職教養 学習指導要領 総則2	46.10%
17	教職教養 学習指導要領 総則3	34.88%
18	教職教養 学習指導要領 道徳教育・道徳科	35.48%
19	教職教養 学習指導要領 総合的な学習の時間	31.84%
20	教職教養 学習指導要領 特別活動	27.09%
21	教職教養 生徒指導提要1_第1章 生徒指導の基礎	59.95%
22	教職教養 生徒指導提要2_第3章 テーム学校による生徒指導体制(特に教育相談)	34.98%
23	教職教養 生徒指導提要3_第4章 いじめ_問題	5.32%
24	教職教養 生徒指導提要4_第10章 不登校	88.51%
25	教職教養 特別支援教育1_基本理念特別支援教育1_基本理念(令和の日本型学校教育の構築を目指して)	81.32%
26	教職教養 特別支援教育2_支援体制1(個別の教育支援計画、通級、交流及び共同学習、障害種に応じた具体的な支援等)	92.36%
27	教職教養 特別支援教育3_支援体制2(就学先決定プロセス)	82.90%
28	教職教養 特別支援教育4_関連法規(障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者の権利に関する条約等)	34.74%
29	教職教養 人権教育_基本理念	97.04%
30	教職教養 人権教育_関連法規	62.01%
31	教職教養 安全教育_基本理念	66.12%
32	教職教養 安全教育_具体的教育	70.59%
33	教職教養_情報教育	6.59%
34	教職教養 教育時事_主要施策	84.06%
35	教職教養 教育時事_その他	87.30%
36	教職教養 教育法規_日本国憲法	86.00%
37	教職教養 教育法規_教育基本法	23.39%
38	教職教養 教育法規_学校教育法	97.07%
39	教職教養 教育法規_学校教育法施行規則	75.80%
40	教職教養 教育法規_学校保健安全法	52.20%
41	教職教養 教育法規_地方公務員法	67.21%
42	教職教養 教育法規_教育公務員特例法	65.37%
43	教職教養 教育法規_いじめ防止対策推進法	61.62%
44	教職教養 教育心理_発達	89.51%
45	教職教養 教育心理_学習	65.91%
46	教職教養 教育心理_その他	43.86%
47	教職教養 教育史(西洋教育史)	39.78%
48	教職教養 教育史(日本教育史)	30.66%

平均 53.50%

※上記正解率は、本事業で作成した問題を使用して令和6年12月15日(日)に試験を行った自治体様から本事業の報告書作成のために情報提供いただいたものを集計したものであり、各自治体が公表するものではありません。

※本事業で作成した問題は自治体により改変は可能であり、各問題の使用の判断は各自治体が決定しています。

※問15～問20の問題は、校種別学習指導要領の問題であり、受験者がそれぞれの校種(小学校、中学校、高等学校)の問題で受験しています。

※本事業で作成した問題は、「大学3年生前倒し選考」や「追加募集」など様々な受験形式で使用されており、そのため受験者は大学3年生に限られません。

試験問題の正答率に関して

昨年度（2023年度）の問題作成においては、「思考力、判断力、表現力等を測る良問の開発」ということもあり、思考力、判断力等を確認するために、主に選択肢文によって考えさせる選択肢を多用した問題を作成した。

主に大学3年生を対象とした前倒し選考として問題を使用するにあたり、受験者の学習状況などを鑑み、本年度（2024年度）は難易度を調整し、穴埋めの組み合わせで考えさせる問題を含め問題を作成した。

本年度（2024年度）の正答率の平均は53.50%であり、受験者の多くが合格する現状を考えると、教員としての資質を測る試験としてはどうであったか考える必要がある。「教員としての資質の基礎・基本を確認する内容にする」など、問う内容について再度検討する必要があると思われる。

問1～問14までの内容は「一般教養」であり、英語、数学、理科、社会の内容で問題を構成した。正答率は14.95%～58.78%であった。

- ・時事問題（理科）（正答率14.95%）
- ・時事問題（社会）（正答率16.79%）

を除くと、36.67%～58.78%であった。時事問題の正答率が低い結果となった。

（一般教養のみの平均正答率は40.22%）

問15～問48は「教職教養」の問題である。教員採用試験での教職教養の問題は従来高い正答率であった。教職教養のみの平均正答率58.97%であった。

高い正答率の問題及び低い正答率の問題に関して検証が必要と思われる。

特に低い正答率の問題に関して検証が必要と思われる。

- ・問23 生徒指導提要 第4章 いじめ（正答率5.32%）
- ・問33 情報教育（正答率6.59%）

（上記の検証は別途記載）

- ・問37 教育法規_教育基本法（正答率23.39%）
- ・問20 学習指導要領 特別活動（正答率27.09%）
- ・問48 教育史（日本教育史）（正答率30.66%）
- ・問19 学習指導要領 総合的な学習の時間（正答率31.84%）
- ・問28 特別支援教育4_関連法規（障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者の権利に関する条約等）（正答率34.74%）
- ・問17 学習指導要領 総則3（正答率34.88%）
- ・問22 生徒指導提要2_第3章 チーム学校による生徒指導体制（特に教育相談）（正答率34.98%）
- ・問18 学習指導要領 道徳教育・道徳科（正答率35.48%）

上記のうち、学習指導要領に関する問題の正答率が低い点が注目される。

今回の学習指導要領の問題は、「空欄補充の組み合わせ」が中心であり、比較的難易度が低い内容と思われたが、正答率が低い結果となった。

教員を選考するにあたっては、ある程度の正答率の問題内容でなければ、資質能力を測れない。一般教養で正答率 50～60%（現状より 10%増）、教職教養で正答率 70%（現状より 10%増）程度の問題内容に改善することが必要であると思われる。

一般教養の問題作成においては、「思考力、判断力、表現力等を測る問題の作成」は工夫の余地が多分にある。一方、教職教養の問題作成では、「思考力、判断力、表現力等を測る問題の作成」は容易ではなく、知識・理解に重点が置かれた内容となりがちである。

教員の資質を測る良問を作成するかについて正答率との兼ね合いをいかに両立させるかが課題である。

教員採用試験は、「採用候補者選考試験」であり、筆記試験と人物試験（面接、論作文等）で採用候補者の可否を判定する試験となっている。筆記試験で問えない問題を面接試験で問い、筆記で問えるものは筆記で問う（面接試験で問うべきものは筆記試験では問わない）出題傾向がある。

教職教養の出題では、公立学校の教員は「地方教育公務員」であり、公務員であるからには法令や規則等についての理解を問うことは重要である。

また、「教員」は、子ども、保護者、地域の方々等との関わり、つまり「人」との関わりが重要であり、これに関連した内容を試験問題で問うことも重要である。さらに、最新の教育動向（教育に関する現在の状況、新しい学習指導要領の内容の理解など）についての確認をすることも重要である。

上記を踏まえつつ、過年度に受験した者が有利にならないよう、同じ内容の問題を出題しないなど公平性を担保しつつ試験問題の作成を行わなくてはならない。

試験問題作成において、思考力、判断力、表現力等を問う内容とし、正答率など現在の受験者の状況等を踏まえ、公平な試験問題を開発することが重要であり、今後の課題である。

※ここで示す正解率は、本事業で作成した問題を使用して令和6年12月15日（日）に試験を行った自治体から本事業の報告書作成のために情報提供いただいたものを集計したものであり、各自治体が公表するものではありません。

※本事業で作成した問題は自治体により改変は可能であり、各問題の使用の判断は各自治体が決定しています。

※問15～問20の問題は、校種別学習指導要領の問題であり、受験者がそれぞれの校種（小学校、中学校、高等学校）の問題で受験しています。

※本事業で作成した問題は、「大学3年前倒し選考」や「追加募集」など様々な受験形式で使用されており、そのため受験者は大学3年生に限られません。

問題の検証

正答率の低かった問題、正答率の高かった問題の各3問について検証する。

検証は、作問担当者の意見を原則とし、協同出版編集制作部の担当にて整理したものである。

検証する問題は、以下の問題である。

<正答率の低かった問題>

- | | | |
|-------|---------------------|------------|
| ・問 11 | 理科 時事 | 正答率 14.95% |
| ・問 23 | 生徒指導提要 3_第4章 いじめ_問題 | 正答率 5.32% |
| ・問 33 | 教職教養 情報 | 正答率 6.59% |

<正答率の高かった問題>

- | | | |
|-------|-----------------|------------|
| ・問 26 | 特別支援教育 2_支援体制 1 | 正答率 92.36% |
| ・問 29 | 人権教育_基本理念 | 正答率 97.04% |
| ・問 38 | 教育法規_学校教育法 | 正答率 97.07% |

※正答率は、令和6年12月15日（日）に本事業で作成した問題で試験を行った自治体様のうち、情報の提供を頂いた自治体様のデータを集計したものです。

[問 11]

次の日本の宇宙開発の取り組みA～Dについて、年代の古い順番に左から並べたものとして最も適切なものを、下の1～5のうちから一つ選びなさい。

- A 小型月着陸実証機（SLIM）が月面着陸した。
- B 内之浦宇宙空間観測所（鹿児島県肝属郡肝付町）が設立された。
- C 毛利衛宇宙飛行士が日本人としてはじめてスペースシャトル・エンデバー号（STS-47）に搭乗した。
- D 小惑星探査機「はやぶさ」が小惑星「イトカワ」から表面の物質を採取して地球に帰還した。

- 1 A → B → C → D
- 2 B → C → D → A
- 3 B → C → A → D
- 4 C → B → D → A
- 5 C → D → A → B

正答 2

【問題の検証等】

今回の正答率は、14.95%であり、全問の平均正答率 53.50%と比べて低いものとなった。これは、想定よりも受験生が「日本の宇宙開発の取り組み」にあまりなじみがなかったことを反映したものと考えられる。加えて、4つの事項（A～D）を年代順に並べ替えるという問題形式も、完全回答が必要であったことから正答率が低くなった要因と考えられる。

これらのことから、内容的な側面では、同じ宇宙開発を取り上げる場合でも、より一般的な内容に関する問題へと修正することが考えられる。そして、正答を導きやすい問題形式に変えた方がよいと言える。例えば、次のような改善例が考えられる。（作問担当者）

<修正問題案>

[問 11] 日本の宇宙開発の取り組みについて述べた文A～Cの正誤の組み合わせとして、最も適当なものを、次の1～5までの中から一つ選び、記号で答えよ。

- A 日本の宇宙探査機は、火星に着陸したことがある。
- B 種子島宇宙センターでは、H3 ロケットなどが打ち上げられている。
- C 小惑星探査機「はやぶさ」は、小惑星イトカワ表面の物質の採取に成功した。

	A	B	C
1	正しい	正しい	正しい
2	正しい	誤っている	正しい
3	誤っている	正しい	正しい
4	誤っている	誤っている	誤っている
5	誤っている	正しい	誤っている

正答 3

[問 23]

次の各文は、「生徒指導提要」（令和 4 年 12 月 文部科学省）の「第 4 章 いじめ」に関するものである。その内容に照らして最も適切なものを、次の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- 1 児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる未然防止教育と考えることができる。
- 2 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導が目指すものは、児童生徒一人一人が、お互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分の頭で考えることができるようになり、理不尽なことがまかり通らぬ世の中を担う大人になることであると言える。
- 3 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが、発達支持的生徒指導として重要である。
- 4 発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付けることも、発達支持的生徒指導として重要である。
- 5 いじめの早期発見対応において、いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。

正答 2

【問題の検証等】

いじめに係る指導の各段階において、どのような教育が求められるのかについての理解を問う問題である。このように本問題は、いじめに係る重層的支援構造の理解を問うものであり、やや難易度が高かったかもしれないが、本問で問われている事項は今後、各自治体においてその理解が問われることが予想され、この点を踏まえるならば、出題問題として大きな問題はないと考えられる。（作問担当者）

選択肢文が長めでさっと読んでしまうと誤りに気付きにくい問題である。難易度を下げるには「選択肢文を短くする」、「誤り箇所のをわかりやすくする」等の工夫が考えられる。（編集制作部）

[問 33]

「教育の情報化に関する手引」(令和元年 12 月 文部科学省)では、教育の情報化は、次の 3 つの側面から構成されていると説明している。文中の (A) ~ (D) に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、下の 1 ~ 5 のうちから一つ選びなさい。

- ① 子供たちの (A) の育成
- ② I C T を効果的に活用した (B) 授業の実現等
- ③ 教職員が I C T を活用した (C) によりきめ細やかな指導を行うことや、(D) の負担軽減等

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	数学的思考力	個別最適化された	情報共有	授業準備
2	情報活用能力	分かりやすく深まる	情報共有	校務
3	情報活用能力	個別最適化された	情報共有	校務
4	数学的思考力	分かりやすく深まる	情報処理	授業準備
5	情報活用能力	個別最適化された	情報処理	授業準備

正答 2

【問題の検証等】

この問題は、「教育の情報化についての手引き」を読んでいなくても、学校における情報化の必要性及びねらいとする効果などについて理解していれば、用語選択についての思考・判断が働くものと期待して作問した。

1. 次の点が原因として推測される。

- ① 「個別最適化」という誤答の選択語が 3 つある。しかもこの語の方が「わかりやすく深まる」という語よりも、受験者はよくなじんでいたものと思われる。そのため受験者の選択が誤答に誘導された。
- ② 「授業の準備」という誤答の選択語が 3 つある。しかも大学 3 年生段階においては、教員の職務に関して「校務分掌」についての知識及び意識は乏しいものと思われる。そのため受験者の選択が誤答に誘導された。

2. 次の点が改善点となる。

- ① 選択語設定においては、受験生になじみのある語について配慮し、正答・誤答の設定を行う。

- ②大学3年生段階における教職についての知識及び意識について配慮し、正答・誤答の設定を行う。
- ③5択は正答・誤答の難しい。2:2:1の3語にすると、受験者に1つは明らかに誤答と推察されてしまう。3:2の2語とすると、3つの語が正答と推察されがちである。4択、あるいは6択を検討する必要がある。(作問担当者)

[問 26]

次の各文は、「交流及び共同学習ガイド」（平成 31 年 3 月 文部科学省）に関するものである。その内容に照らして最も適切なものを、次の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- 1 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付けるのではなく、必要に応じて実施する。
- 2 単発のイベントやその場限りの活動を多く実施するなど、子供たちが楽しめる活動にすることを心がける。
- 3 子供たちは障害についての理解が十分ではないため、障害について形式的に理解させる活動にとどめる。
- 4 事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。
- 5 活動及び活動直後の状況のみに焦点を当てて、子供たちの変容をとらえることが重要である。

正答 4

【問題の検証等】

交流及び共同学習が当然視されるなかで、本問は、そのあり方を問う問題であるが、選択肢の文章表現によって、その正誤を判別することが比較的容易であったことが考えられる。ただ、交流及び共同学習の具体的なあり方自体については、今後も受験者の理解が問われるべきであり、今後は、異なる観点から交流及び共同学習の具体的なあり方が問われるべきであると考えられる。（作問担当者）

[問 29]

次の文は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成 20 年 3 月 文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）において、人権教育について説明したものである。文中の（ A ）～（ D ）に該当する語句の組み合わせとして最も適切なものを、あとの 1～5 のうちから一つ選びなさい。

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義される（人権擁護推進審議会答申（平成 11 年））。また、基本計画は、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために（ A ）権利」と説明している。

しかし、人権を一層身近で具体的な事柄に関連させてより明確に把握することが必要である。人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するには、人とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質を持つのかなどについて、具体的に考えることが必要となる。

人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。

このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりあっている。このような諸権利がまとまった全一体を人権と呼ぶのである。したがって、（ B ）、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の（ C ）はまさにかげがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという（ D ）ことを意味することになるのである。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	欠かすことのできない	個々の権利には序列が存在し	生命	義務と責任とを負う
2	認められることが望ましい	個々の権利には固有の価値があり	安全	義務と責任とを負う
3	欠かすことのできない	個々の権利には序列が存在し	生命	代償を負う
4	欠かすことのできない	個々の権利には固有の価値があり	生命	義務と責任とを負う
5	認められることが望ましい	個々の権利には固有の価値があり	安全	代償を負う

正答 4

【問題の検証等】

本問は、読ませる文章量を多くしているが、読まなくてもA～Dの選択肢の正誤を判断するのが容易で、正答を選びやすい問題となった。

難易度を上げるには、以下の点が考えられる。

- ・空欄箇所を変える（もう少し迷う文言の箇所にする）
- ・A～Dの組み合わせを、A～Eの組み合わせにする（複雑化）
- ・選択肢の文言を工夫する（A～Dのそれぞれが2択で判断しやすいものであった）

（編集制作部）

[問 38]

次の各文は、学校教育法第 11 条に規定される懲戒・体罰に関する記述である。それぞれの内容に照らして、体罰ではなく懲戒として許容される行為と判断されるものを、次の 1～5 のうちから一つ選びなさい。

- 1 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 2 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- 3 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- 4 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるように言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
- 5 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

正答 5

【問題の検証】

当初の問題案の問題作成過程で、(作成した選択肢文は) 常識的な思考力、判断力、表現力をもつ受験者ならきちんと回答できることを念頭に作業を進めた。

各自治体担当者との検討過程で、最終的には出典の文言による選択肢文としたため、比較的容易な問題となった。(作問担当者・編集制作部)

事例問題は、「思考力、判断力、表現力等を問う問題」としては「あり」と考えるが解答の根拠、説明について明確にすることが難しい面もある。

「場面設定」を明確にし、「最も適切なものを選ぶ問題」とし、「もれも誤りとはいえない」というものを排除する必要がある。

教職教養において「思考力、判断力、表現力等を問う良問の開発」の難しさを感じる問題である。(編集制作部)